

印西地区消防組合緊急時要援護者登録制度実施要綱を次のように定める。

平成21年3月13日

印西地区消防組合消防長 岡田 一

印西地区消防組合告示第3号

印西地区消防組合緊急時要援護者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要援護者の情報を登録することにより、火災や救急、救助事案等の発生時（以下「緊急時」という。）における迅速な消防活動及び火災予防の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 登録の対象となる者は、組合管内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者で、個人情報の提供に同意した者（以下「緊急時要援護者」という。）とする。

- (1) 自力で避難することが困難な者
- (2) 65歳以上で一人暮らしの者
- (3) その他緊急時において特別な活動又は対応を必要とする者

(登録申請)

第3条 緊急時要援護者登録を申請する者は、緊急時要援護者登録（変更）申請書（別記第1号様式）に必要な事項を記載し、消防長に提出するものとする。

(登録)

第4条 消防長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、登録を必要と認めるときは、消防緊急通信指令システムに登録するものとする。

2 消防長は、登録を行った者（以下「登録者」という。）に対し、緊急時要援護者登録通知書（別記第2号様式）を交付する。

(登録者の情報の取り扱い)

第5条 登録者の情報の取り扱いについては、印西地区消防組合個人情報保護条例（平成17年条例第3号）及び印西地区消防組合住民情報記録データ保護規程（平成14年訓令第1号）に定めるところによる。

(登録者への対応)

第6条 緊急時には、登録者からの緊急時要援護者登録番号、事案状況の通報による発生場所及びその他の諸情報を把握し、消防部隊の出動を行うとともに、医療機関への傷病者情報提供及び必要に応じて関係機関、親族、協力者等への支援要請を行うものとする。

(登録者の通報)

第7条 登録者は、前条の規定により事案状況の通報を行う場合には、緊急通報通知カード（別記第3号様式）により行うことができる。

2 前項の緊急通報をファクシミリ電話で受信したときには、緊急通報受信カード（別

記第4号様式)により返信する。

(登録の更新)

第8条 登録者は、登録事項に変更があった場合、変更内容を緊急時要援護者登録(変更)申請書(別記第1号様式)により、消防長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 登録者は、登録の取消しをするときは、緊急時要援護者登録取消申請書(別記第5号様式)により消防長に提出するものとする。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに当該登録を取り消すものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(印西地区消防組合個人情報登録制度実施要綱の廃止)

2 印西地区消防組合個人情報登録制度実施要綱(平成15年印西地区消防組合告示第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際廃止前の印西地区消防組合個人情報登録制度実施要綱の登録者は、この要綱に登録されたものとみなす。

別 記

第1号様式（第3条・第8条）

緊急時要援護者登録（変更）申請書

年 月 日

印西地区消防組合消防長 様

申請者 住所

氏名

㊟

次のとおり緊急時要援護者名簿の登録（変更）を申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日（ 歳）		
氏 名		電話番号			
		FAX番号			
住 所	〒		性別	男 ・ 女	
自力避難	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能（避難に時間がかかるときはこちら）				
区 分	<input type="checkbox"/> 障害者〔視覚・聴覚・肢体・知的・精神〕 <input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定者 <input type="checkbox"/> 特殊な疾病者 <input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者（65歳以上の方） <input type="checkbox"/> その他				
特記事項	※ 消防活動に際して特に配慮が必要な事項があれば、記入してください。 （病名や状況、かかりつけ医など、消防の対応がしやすくなります。）				
	病名・状況				
	かかりつけ医	医療機関名			
		診療科目		担当医	
その他					
緊急連絡先	氏 名		住 所		
	登録者との続柄（ ）				
	電話番号		携帯電話		

年 月 日

様

印西地区消防組合
消防長

㊟

緊急時要援護者登録通知書

年 月 日付けで申請のありました緊急時要援護者登録については、下記のとおり登録したので通知します。

登録者氏名

登録者住所

登録番号 — 登録日 年 月 日

緊急連絡先

- この制度で登録した情報は、次のようなときに使用します。
 - 火災、救急等の緊急出動要請があったとき。
 - 救急搬送時における医療機関（通院先、希望収容先等）医師への情報提供。
 - 近隣における火災発生等により避難及び支援の必要があるとき。
 - 一人暮らし高齢者の防火指導。
- 緊急（火災、救急等）の場合は、119番通報をして火災、救急等の内容とあなたの登録番号をお伝えください。FAX通報は、緊急通報通知カードで送信してください。
- 登録通知書は、電話機の近くに貼っておいてください。
- 登録された内容に変更があれば、変更申請書を提出してください。
- その他、わからない点がありましたら、消防本部通信指令室までお問い合わせください。（電話番号 0476 - 46 - 9981）

年 月 日

きんきゅうつうほうつうち

緊急通報通知カード

いんざいち くしょうぼうくみあいきんきゅう

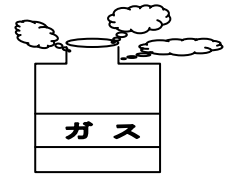
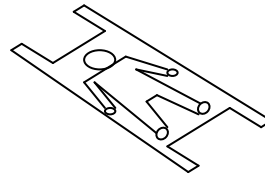
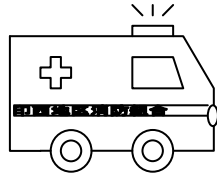
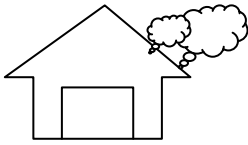
でんわばんごう

印西地区消防組合緊急ファクシミリ電話番号

1 1 9

どうしましたか？ ○をつけてください。

か じ びょう き
火 事 ・ 病 気 ・ け が ・ ガスもれ



ようけん ないよう かんたん か

用件の内容を簡単に書いてください

◎住 所 _____

◎自宅近くの目標物 _____

◎氏 名 _____ □男・□女
生年月日 _____ 年 月 日生

◎あなたのファクシミリ電話番号 _____

◎登録番号(登録している人) _____

◎親族・協力者等連絡先 _____

※ ◎印のところは、前もってボールペンで記入しておいてください。

年 月 日

きんきゅうつうほうじゅしん
緊急通報受信カード

様

いんざいち くしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ つうしんしれいしつ
印西地区消防組合 消防本部 通信指令室

きんきゅう じゅしん
緊急ファクシミリを受信しました。

きゅう きゅう しゃ
救 急 車

む
が向かっています。

しょう ぼう しゃ
消 防 車

第5号様式（第9条）

年 月 日

印西地区消防組合消防長 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

緊急時要援護者登録取消申請書

印西地区消防組合緊急時要援護者登録制度実施要綱第9条の規定により、次のとおり緊急時要援護者登録の取消しを申請します。

対象者住所

対象者氏名

登録番号 ー 登録日 年 月 日